

事 務 連 絡  
平成 28 年 7 月 29 日

都道府県  
各 指定都市 認定こども園担当課 御中  
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）

幼保連携型認定こども園における安全管理の徹底等について（依頼）

平素より認定こども園制度の推進につきまして、格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先日、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生いたしました。

幼保連携型認定こども園は、学校保健安全法が準用され、園の設置者は、園児の安全の確保を図るため、事故・加害行為、災害等により園児に生ずる危険を防止し、及び危険等発生時において適切に対処することができるよう、学校安全計画の策定、学校環境の安全の確保、危険発生時対処要領の作成をしなければならないこと、及び地域の関係機関・団体等との連携に努めることとなっています。

また、本年 3 月に取りまとめられた『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（～施設・事業者向け～）』においても、教育・保育中の安全管理には、施設・事業所の環境整備が不可欠であることから、施設・事業者は随時環境整備に取り組むこととされています。

つきましては、園の設置者においては、警察等の関係機関と連携して、改めて安全管理体制の検証を行うとともに、多様な児童が在園する認定こども園の特性を踏まえ、園と地域の実情に応じた安全対策を適切に講じていただくようお願いいたします。

各都道府県等の認定こども園担当課においては、本通知の趣旨を域内の市町村、幼保連携型認定こども園に周知くださるようお願いいたします。

なお、参考までに、厚生労働省が発出している「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」（雇児総発 0726 第 1 等 平成 28 年 7 月 26 日付）と、文部科学省が発出している「学校における安全管理の徹底等について（依頼）」（事務連絡 平成 28 年 7 月 27 日付）をお送りします。

**【本件連絡先】**

内閣府子ども・子育て本部参事官  
（認定こども園担当） 付  
Tel：03（6257）3095（直通）